

八千代市消費生活センター

令和 6 年度 1 月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	82 件	91 件	856 件
問い合わせ	14 件	10 件	111 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	96 件	101 件	967 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

1 月の相談件数は前月に比べ 5 件減少し 9 6 件でした。年齢別では 6 5 歳以上の高齢者の相談が 2 9 件と 3 0 % を占め、そのうち 7 5 歳以上の後期高齢者の相談は 1 6 件でした。

販売形態別の内訳で主な項目としては、通信販売が 3 1 件、店舗販売が 2 0 件、訪問販売が 1 1 件、電話勧誘販売が 7 件あり、そのほか、「儲かるサイドビジネス」などと誘い、商品を買わせたり、入会金をださせて販売組織に加入させるなどのマルチ・マルチまがい商法による相談が 1 件ありました。

それぞれの相談内容を見ると、まず、通信販売の相談では、3 1 件のうち定期購入に係るトラブルが 9 件と多く、「定期しぼりなし」や「1 回のみの購入 OK」の広告なのに、購入時の最終確認画面では、定期コースへと変更され、解約するには差額を支払うことになる規約に気付かないケースなどの相談が多くなっています。

様々なサービスを提供する事業では、初回数百円で決済すると、自動的に数千円の月額契約に移行してしまう海外の占いサイトや、お試し無料のつもりで利用したが、いつの間にか毎月課金されるという映像配信のトラブルなどがあり、いずれも SNS の広告から直接契約したことがきっかけでした。

また、トイレや電気ブレーカーの突然の故障により修理のためインターネットで検索し招請した業者から、高額な請求を受けるというトラブルは後を絶たない状況となっていますので、インターネットの広告を見て契約するときは、慎重に

対応するよう注意してください。

次に電話勧誘販売では、官公庁や通信会社を名乗る手口で個人情報などを聞き取られるというトラブルが相変わらず多いことから、対策として、留守番電話機能を活用して、「知らない番号からの電話には出ない」「折り返しの電話をしない」など対処してください。

更に店舗販売では、不動産会社とのトラブルで賃貸借時の口約束や、契約先以外の業者から受けた勧誘の内容が実際と違っていたという事例もありました。いずれも、契約書にない約束は実際と異なっているとしても、消費者側が主張することは容易でない場合が多いことから、できれば書面やメール、録音などの証拠を残すようにしてください。